

# 熊本県公報

第 1 0 9 0 3 号  
平成 14 年 10 月 28 日(月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○熊本県建設業者立入検査実施要項……………	(監 理 課) 1
○開発行為に関する工事の完了……………	(建 築 課) 2
○ "……………	( " ) 2
○ "……………	( " ) 2
<b>登 載 依 頼</b>	
○個人演説会の施設を指定した旨の報告……………	(選挙管理委員会) 3
○くまもと子ども未来プラン実行推進協議会の開催……………	(くまもと子ども未来プラン実行推進協議会) 3
○平成 14 年度第二次定期監査結果……………	(監 査 委 員) 3

## 告 示

### 熊本県告示第 841 号

熊本県建設業者立入検査実施要項を次のように定める。  
平成 14 年 10 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県建設業者立入検査実施要項  
(趣旨)

第 1 条 この要項は、熊本県における建設業許可申請及び経営事項審査申請の適正化並びに建設工事の適正な施工の確保を図るために行う建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 31 条第 1 項の規定に基づく立入検査に関し必要な事項を定める。  
(検査対象業者)

第 2 条 立入検査の対象業者は、熊本県内で建設業を営む者であって次に掲げるものとする。

- (1) 建設業許可申請書類等に疑義のある者
- (2) 経営事項審査申請書類等に疑義のある者
- (3) 建設工事の施工体制に法違反の疑義がある者

(検査事項)

第 3 条 検査員は、次の事項について検査する。

- (1) 建設業許可基準の適合状況
  - ア 経營業務管理責任者に関すること。
  - イ 営業所の専任技術者に関すること。
  - ウ 営業所の実態に関すること。
- (2) 経営事項審査申請内容の確認
  - ア 申請書に記載された内容と実態の確認
- (3) 建設工事の施工体制の状況

(検査方法)

第 4 条 検査方法は、営業所等での書類、備品、機材類等の確認及び当事者からの聞き取りを原則とし、特に必要な場合は、関係機関に対し任意の説明又は書類等の提出を求めるものとする。

(検査員)

第 5 条 検査員は、建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 28 条に規定する資格を有する職員とする。なお、必要と認められる場合は、検査員を補助する職員を同行させることができるものとする。

(検査員証の提示)

第 6 条 検査員は、検査に際し、対象業者に身分証明書を呈示し、検査の目的を告げるものとする。

(検査の事前通告)

第 7 条 検査日は、原則として事前に通告し、通告とともに代表者、経營業務の管理責任者、専任技術者等の立会いを求めるものとする。ただし、事前通告を行うことで立入検査の目的が達せられないおそれがある場合は、事前通告を行わないものとする。